

改正

令和5年9月29日条例第29号

筑西市スクールバスの運行に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、筑西市立学校（以下「学校」という。）の統合により通学区が拡大した学校に在籍する児童生徒の通学的手段として筑西市スクールバス（以下「スクールバス」という。）を運行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

**第2条** スクールバスを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、スクールバスの乗降場所（以下「乗降場所」という。）において自ら乗降できるものとする。

- (1) 規則で定める学校（以下「バス運行校」という。）に通学する児童生徒であって、規則で定める区域に居住するもの
- (2) 前号に定める者のほか市長が特別の理由があると認める児童生徒

(運行日)

**第3条** スクールバスを運行する日（以下「運行日」という。）は、筑西市教育委員会が定める学校の休業日以外の日とする。

(運行内容)

**第4条** スクールバスは、児童生徒の登下校時に運行するものとし、その運行時刻、運行回数、運行経路、乗降場所その他の運行内容は、スクールバスの運行に係る学校の長と協議のうえ、市長が別に定める。この場合において、乗降場所は、バス運行校のうち、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）にあつてはおおむね3キロメートル、中学校にあつてはおおむね6キロメートルの範囲外に設置するものとする。

(利用許可等)

**第5条** スクールバスを利用しようとする児童生徒の保護者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。当該許可を受けた者（以下「利用保護者」という。）がスクールバスの利用を変更しようとするときも同様とする。

2 利用保護者は、スクールバスの利用を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長

にその旨を届け出なければならない。

(保護者負担金)

**第6条** 市長は、スクールバスの運行に要する経費の一部に充てるため、利用保護者から地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金（以下「保護者負担金」という。）を徴収する。

2 保護者負担金の額は、利用保護者に係るスクールバスを利用する児童生徒（以下「利用者」という。）1人当たり月額2,000円とする。ただし、8月分の保護者負担金は、徴収しない。

3 前項の規定にかかわらず、利用者が登校時のみ又は下校時のみスクールバスを利用する場合における当該利用者に係る保護者負担金の額は、前項で定める額の2分の1の額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、一の利用保護者に係る利用者が同時に2人以上ある場合にあつては、保護者負担金の額がより高い利用者（同額の場合にあつては、より年長の利用者）から数え、2人目に係る保護者負担金の額を前2項で定める額の2分の1の額とし、3人目以降に係る保護者負担金は、徴収しない。

(保護者負担金の納付)

**第7条** 利用保護者は、利用者がスクールバスを利用した月に係る保護者負担金を当該月の翌月の25日（当該日が金融機関の休日に当たるときは、当該日後において、当該日に最も近い金融機関の休日でない日）までに、規則で定める方法により納付しなければならない。

(保護者負担金の減免)

**第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者負担金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 利用保護者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく就学援助を受けているとき。
- (2) 利用者が負傷、疾病等の事由により1月の運行日の2分の1以上スクールバスを利用しなかったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(保護者負担金の返還)

**第9条** 既に納入した保護者負担金は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(順守事項)

**第10条** 利用者及び利用保護者は、スクールバスの利用に当たっては、規則で定める事項を順守し

なければならない。

(利用許可の取消し等)

**第11条** 市長は、利用者又は利用保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は当該利用者に係るスクールバスの利用を停止することができる。

- (1) 利用対象者でなくなったとき。
- (2) 前条の規定による順守事項に係る著しい違反があったとき。

(損害賠償)

**第12条** 自己の責めに帰すべき事由によりスクールバス又はその附属設備器具を破損し、汚損し、又は滅失した者は、原状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(運行業務の委託)

**第13条** 市長は、スクールバスの運行業務の全部又は一部について、スクールバスの適切な運行を確保できると認める者に委託することができる。

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 第5条に規定する許可の手続その他スクールバスの運行に当たり必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。  
(検討)
- 3 市長は、この条例の施行後1年を目途として、この条例の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

#### 附 則 (令和5年9月29日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 第5条に規定する許可の手続その他スクールバスの運行に当たり必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。